

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年10月

高知県人事委員会



27 高人委第 12 号  
平成27年10月15日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県知事 尾崎正直様

高知県人事委員会委員長 秋元厚志

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、  
給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告等を実現するため、速やかに必要な措置をとられるよう要望します。

## 別紙第1

# 報 告

本委員会は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

### I 職員の給与

本委員会は、職員の給与実態を把握するため、本年4月1日に在職する職員について「平成27年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は12,683人であって、その平均年齢は44歳5月、平均経験年数は22年6月、男女別構成は男性55.0%、女性45.0%、学歴別構成は大学卒71.0%、短大卒8.5%、高校卒20.3%、中学卒0.1%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、小学校・中学校等教育職、高等学校等教育職、医療職等11種類の給料表が適用されており、本年4月における平均給与月額は、381,729円（給料361,709円、扶養手当8,460円、地域手当441円、その他11,119円）である。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員4,048人（平均年齢43歳2月）の平均給与月額は、347,156円（給料326,886円、扶養手当8,573円、地域手当812円、その他10,885円）となっている。

（参考資料Ⅳ 職員給与関係資料 参照）

### II 民間給与の調査

#### 1 概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された111事業所を対象に「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の者に

ついて、本年4月分として支払われた給与月額等を実地に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各事業所における給与改定の状況等についても調査を行った。併せて、技能・労務及び医療関係等54職種の者についても同様に給与月額等の調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て91.0%と高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 I 民間給与関係資料 参照)

## 2 調査結果

本年の給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は34.9%、ベースアップを中止した事業所の割合は8.0%、ベースダウンを実施した事業所はなく、ベースアップの慣行のない事業所の割合は57.1%となっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.0%となっている。

## III 職員の給与と民間給与との比較

職員の給与と民間給与との比較は、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業の従業員の同種・同等の者同士の給与を比較することを基本としており、公務において行政職給料表の適用を受ける者と民間におけるこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の人について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較を行う、いわゆるラスパイレス方式を採っている。

### 1 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、役職段階、年齢、学歴が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ精密に比較したところ、別表第3に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均529円(0.15%)下回っていることが明らかとなった。

また、月例給に含まれる諸手当のうち、民間における家族手当等の支給状況を調査した結果は、参考資料に示すとおりである。

(参考資料 I 民間給与関係資料 参照)

## 2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所における事務・技術等従業員に支払われた特別給（ボーナス）は、別表第4に示すとおり、所定内給与月額3.96月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（3.95月分）とおおむね均衡している。

## IV 物価及び生計費

### 1 消費者物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年4月に比べ全国で0.6%、高知市で0.9%の上昇となっている。

（参考資料Ⅲ 労働経済関係資料 参照）

### 2 標準生計費

家計調査（総務省統計局）を基礎に算定した本年4月における高知市の標準生計費は、2人世帯で154,100円（対前年同月比11.9%の減少）、3人世帯で181,640円（同6.9%の減少）、4人世帯で209,180円（同2.8%の減少）となっている。

（参考資料Ⅱ 生計費関係資料 参照）

## V 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が昨年12月に発表した平成26年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の結果によると、国の行政職俸給表(一)適用者の俸給とこれに相当する本県の行政職給料表適用者の給料を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較した指数は、国を100とした場合、本県は98.2となっている。なお、全都道府県での平均指数は99.9となっている。

## VI 人事院の勧告等の骨子

人事院は、本年8月6日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与、勤務時間及び公務員人事管理について報告するとともに、公務の給与が月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることから、月例給について1,469円（0.36%）、特別給について0.1月分引き上げるよう勧告を行った。

また、人事院は、昨年勧告を行った給与制度の総合的見直しに関し、平成28年度に実施する措置として、地域手当の支給割合の改定などを報告するとともに、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員

を対象にフレックスタイム制を拡充するよう勧告を行った。

勧告等の骨子は、次のとおりである。

## 給与勧告の骨子

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差等に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%

〔行政職(一)…現行給与408,996円 平均年齢43.5歳〕

〔俸給280円 地域手当1,156円 はね返り分(注)33円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

##### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。

若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢

層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し

#### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

#### 2 平成28年度において実施する事項

##### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

##### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

\* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

---

### 勤務時間に関する勧告の骨子

#### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

#### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

## (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる

コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定

- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる

コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定

- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

## (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

## 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

## 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

---

### 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念され

る。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

## 1 人材の確保及び育成

### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

## 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進

- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ、パワハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

## Ⅶ 本委員会の意見

職員の給与等の決定に関連のある基礎的な諸条件は、以上述べたとおりであり、これらの諸条件を踏まえ、本委員会は、職員の給与等について次のとおり考える。

### 1 本年の給与に関する事項

(1) 本委員会が調査を行った民間事業所においては、昨年に比べてベースアップを実施した事業所及び定期昇給を増額して実施した事業所が増加しているほか、採用を行った事業所及び初任給の増額を行った事業所も増加しているなど、本県の経済情勢は、緩やかに回復しつつあることがうかがわれた。

月例給については、職員の給与が民間給与を529円（0.15%）下回っていることが認められた。

また、特別給については、職員の年間支給月数（3.95月分）が民間の年間支給割合（3.96月分）とおおむね均衡していることが認められた。

(2) 人事院は、本年の国家公務員の給与のうち月例給については、公務が民間を1,469円（0.36%）下回っており、初任給を2,500円引き上げ、若年層に重点を置いて俸給表の水準を引き上げるよう勧告した。一方、特別給についても、公務の支給月数が民間の支給割合を下回っており、0.1月分引き上げるよう勧告した。

併せて人事院は、本年4月から実施している給与制度の総合的見直しに関し、平成28年度において実施する事項として、地域手当の支給割合及び単身赴任手当の支給額の改定について報告した。

(3) 本委員会は、職員の給与制度については、従来、基本的には本県を含めた全国の民間給与、生計費等を考慮して定められる国家公務員の給与制度に準拠することにより、民間給与や国及び他の都道府県の職員の給与との均衡が図られるとの考え方に立ってきたが、公務員の給与制度は、平成18年度から実施された給与構造改革以降、大きく変容してきている。

国家公務員については、この給与構造改革により、地域の民間給与をより適切に反映させることを目的とした見直し等を進めるため、俸給表の水準を平均4.8%引き下げたが、その一方で、地域手当や広域異動手当等の新設が行われたため、全体として見れば、給与水準に大きな変化が生じていない。

一方、本県においては、国に準じて給料表の水準を引き下げたが、県内に地域手当の支給地域がないこと、広域異動手当については地方公共団体には適用

が認められていないことなどから、国家公務員との間に給与制度上の違いが生じている。

さらに、国家公務員については、本年4月から、地域間給与の配分の見直し、世代間給与の配分の見直し等を内容とする給与制度の総合的見直しが行われたところであるが、本県においては、国家公務員と同様の措置を講じる必要が認められなかったことから、給与制度の総合的見直しに伴う給料表の改定は行わないこととした。

こうしたこともあり、国家公務員と職員とでは、民間給与との比較結果が必ずしも一致しないという状況が生じており、これまでも国家公務員とは異なる措置を講じてきたところである。

- (4) 本県の職員の給与については、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、単に国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いて措置すべきと考える。

このことから、本年においては、次のように措置することが必要である。

#### ア 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。

具体的には、初級試験（高卒程度）採用職員の初任給を3,000円、上級試験（大卒程度）採用職員の初任給を2,800円引き上げることとする。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うこと。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施すること。

なお、再任用職員の給料月額、特定任期付職員及び第1号任期付研究員に適用される給料表については、行政職給料表の改定の趣旨を踏まえ改定を行わない。

#### イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師の初任給調整手当については、医師及び歯科医師の人材確保を図ることを目的として支給月額の限度の引上げを行うこととする国家公務員の改定に準じて改定すること。

併せて、医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師についても同様の趣旨から支給月額の限度の引上げ改定を行うこと。

#### ウ 期末手当・勤勉手当

本県における民間の特別給の支給割合と職員の支給月数がおおむね均衡していることから、支給月数の改定は行わないことが適当である。

## 2 給与制度の総合的見直しに関する事項

- (1) 昨年、人事院は、特に民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないかなどの指摘があり、国民の理解が得られるよう必要な措置を講じていくことが求められること、職員の年齢構成が高齢化しており、雇用と年金の接続を図るため給与カーブの見直しが必要であることなどから、給与制度の総合的見直しを行うことを勧告し、国は、本年4月から地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し等を3年間にわたって段階的に実施しているところである。

一方、本県は、給与構造改革以降、制度は国に準拠することを基本としたうえで、その水準については、地域の民間給与との均衡を図るため、全国に先行して独自に水準調整した給料表を導入し、特別給については国家公務員を下回る水準で改定を行うとともに、職務給の原則に基づく厳格な昇格運用の実施や勤務実績の給与への反映など、給与制度の適正な運用に最大限努めてきたところである。その結果、本県では、地域における民間との均衡が保たれていること、国家公務員のように50歳台後半層の職員の給与水準が民間を上回る状況は生じていないこと、さらに、地域における国家公務員の給与水準を下回る状況にあることから、昨年の報告では、給与制度の総合的見直しと同様の措置が必要な状況は認められなかったため給料表の改定は行わないこととしたところである。

このことを踏まえ、その後の状況に変化が見られるかどうか、本年も昨年と同様の方法で次のとおり検討を行った。

#### ア 地域の民間給与との比較

本県では、先に述べた考え方のもと、月例給及び特別給の改定を行ってきたところであり、本年についても、公民較差に基づき給料表は国を下回る水準で

改定し、特別給は据置くこととしており、国とは異なる措置を講ずるところである。

#### イ 国家公務員との給与水準の比較

地方公務員法第24条では、均衡の原則に基づき、地方公務員の給与を決定する際の要素として、民間給与のほか、国家公務員の給与との均衡を勘案することが定められている。このため、以下のとおり、職員と国家公務員の給与とを比較した。

まず、国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する指標として一般的に用いられているラスパイレス指数で比較すると、別表第5に示すとおり、本県は、平成24年は98.8、平成25年は98.6、平成26年は98.2と、国家公務員を下回る状況にある。

次に、平均給料月額で比較すると、別表第6に示すとおり、現状では、職員が国家公務員より0.4%、平成27年の改定後では、0.7%低い水準となる。

また、給料表の水準そのものを比較すると、別表第7に示すとおり、現状では、職員が国家公務員より1.9%高い水準にあるが、平成27年の改定後では1.6%となり、その差は0.3ポイント縮小する。

これらは、本県の改定率が国を下回るためである。

このように給料表の水準そのものは国を上回っているが、実際の運用状況を加味した平均給料月額で比較すると国家公務員を下回り、ラスパイレス指数でも国を下回るという、昨年と同様の状況が確認できた。

なお、ラスパイレス指数は、厳密には「給与水準」を比較したものではなく、給与から諸手当を除いた「給料水準」を比較したものである。一方で、公民較差の算定に当たっては、国家公務員も地方公務員も諸手当を含む給与水準で比較しているが、給与構造改革以降、国家公務員においては給与水準を維持しながら、俸給から手当への配分変更が実施されている。その結果、別表第8に示すとおり、平均給与月額で比較した場合、職員と国家公務員との較差はより大きくなっている。

#### ウ 年代別の給与水準の比較

年代別での給与水準の比較にあたっては、制度や運用面での違いが、給与水準の違いとなって表れてくることから、これらの違いを考慮した検討が必要となる。

まず、昇格運用については、本県は職務給の原則に基づく厳格な取扱いをし

てきたところであり、5級以上の職員の割合を国家公務員と比較すると、別表第9に示すとおり、国は、本県を10ポイント以上も上回っている。

次に、諸手当については、地方公務員には適用のない広域異動手当や本府省業務調整手当が国家公務員には支給されている。

こうした違いがあることを踏まえ、年代別の給与水準について比較した結果は、別表第10に示すとおりである。

国家公務員の多くは地域手当が支給されていることから単純に職員と比較することはできないが、職員の給与水準を100とした指数では、国家公務員はほとんど全ての年代で110を超えており、40歳台後半以降は120に迫る状況となっており、高齢層になるほど金額ベースでの較差が大きくなるという、昨年と同様の状況が確認できた。

また、職員の年代別の給与水準を県内民間と比較しても、昨年同様、国家公務員のように50歳台後半で民間を上回る状況は生じていない。

(2) 以上のことから、給与制度の総合的見直しに関する事項については次のように措置することが適当であると考えます。

#### ア 給料表

地域間及び世代間の給与配分については、昨年同様、現時点では特段の見直しが必要な状況は認められないことから、これらに伴う給料表の改定は行わないこととする。

#### イ 諸手当

医療職給料表(1)が適用される医師及び歯科医師に係る地域手当については、本県における人材確保の困難性を踏まえ、国と同様に平成28年4月1日から医療職給料表(1)が適用される医師及び歯科医師の地域手当の支給割合を給与条例に定める支給割合とすることが適当である。

単身赴任手当の基礎額については、国に準じて平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円とし、加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮し、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とすることが適当である。

公務員が、「全体の奉仕者」であり「勤労者」でもあるというその地位の特殊性や職務の公共性を考慮すれば、その給与については、職員の士気を確保しつつ、効率的な業務遂行と行政サービスの向上につながるものとしていくことも必要であ

る。

職員の適正な給与水準の在り方や給与制度の仕組みについては、引き続き十分な検討を行うとともに、今後とも給与制度の趣旨に即した運用を図ることが必要である。

### 3 公務運営に関する事項

- (1) 人事評価制度は、勤務実績に基づく任用・給与などの人事管理や職員の能力育成などを図るための重要な仕組みであり、各任命権者においては、その目的に沿って、より実効性のあるものとなるよう、引き続き、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを高めていくことが必要である。

そのためには、制度の趣旨や実施方法などが評価者、被評価者を問わず職員全体によく理解されていることが重要であり、研修や評価に関わる面談の機会などを通して制度理解を深めるとともに、地方公務員法改正の趣旨も踏まえつつ、制度や運用全般について、常に工夫や改善の余地がないかといった視点を持ちながら、取組を進めることが必要である。

- (2) 総実勤務時間の短縮は、職員の健康の保持及び公務能率の向上に資するとともに、仕事と家庭生活の両立を図る観点からも重要であり、引き続き、各任命権者において、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進などに、積極的に取り組む必要がある。

時間外勤務については、これまでも縮減に向けた様々な取組がなされているが、引き続き増加傾向にあることから、なお業務の進め方の工夫・改善などに努めることが重要である。

このため、事務の簡素・合理化、業務内容や配分の見直し、目安時間による時間管理の徹底等の対策に更なる工夫を加えながら、職員の職務や勤務態様が異なる各任命権者のそれぞれの実情に応じて、なお一層きめ細かに、時間外勤務縮減に向けて取り組む必要がある。

併せて、管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理が自らの重要な職責であることを改めて自覚し、常に職員の時間外勤務の状況や健康状態を把握するとともに、なお一層、時間外勤務の緊急性及び必要性の確認や事前命令の徹底など適切な勤務時間の管理に努めることが必要である。

また、目安時間を超えるなど時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、組織的に改善に取り組むことが必要であり、時間外勤務縮減の効果的な事例も参考にしつつ、これまで以上に新たな視点や発想をもって継続し

て取り組むことが重要である。

なお、学校現場においては、職務の性格上、総実勤務時間の短縮は他の機関に比べ、容易ではない面があるものの、本年7月に文部科学省が策定した「学校現場における業務改善のためのガイドライン」も参考にしつつ、校務分掌や行事の見直し、会議の改善、部活動の指導の工夫、校内支援体制の確立などの取組を推進し、教員の負担感・多忙感の解消に努めていく必要がある。

年次有給休暇については、業務の実態に応じて計画的・連続的な取得が促進されるよう、管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める必要がある。

- (3) 職員の心身両面にわたる健康の保持・増進を図ることは重要であり、引き続き職員の健康管理に関する取組を推進する必要がある。

特に、メンタルヘルス対策については、メンタル不調による長期病休者数は年度により増減があるものの依然として多い状況にあり、引き続き重点的な取組が必要である。

そのため、これまでの取組の効果の検証なども行いながら、予防、早期発見・早期対応から円滑な職場復帰や再発の防止に至るまでの各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要である。

なお、労働安全衛生法の改正に伴い、職員に対する心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）等の実施が義務付けられたことから、各任命権者においては、適切な対応が求められる。

- (4) 仕事と家庭生活の両立を支援することは、職員の福祉の増進及び公務能率の維持・向上に資することはもとより、次世代育成支援などの観点からも重要である。

任命権者においては、本年3月、職員全員が子育てのための制度や取組についての理解を深めることにより、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境をつくることと併せ、職員の心身の健康維持や仕事への意欲向上を図ることを目的として、新たな次世代育成支援行動計画を策定したところである。

具体的な取組としては、ホームページや各種資料を活用した子育てに関する休暇制度等の効果的な情報提供、管理職員から子育てに備える男性・女性職員に対する母性保護制度や男性の子育て目的の休暇制度等の周知徹底、子育てを行う職員等に対する必要に応じた人事上、業務上の配慮、各所属における育児

休業からの円滑な職場復帰の支援、緊急時の子どもの預け先の確保などを進めることとしている。

今後とも、県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、次世代育成支援行動計画を着実に実行することが必要である。

なお、人事院が、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえて勧告した、フレックスタイム制の全職員への拡充については、今後における国の措置や他の都道府県の動向を注視しつつ検討していく必要がある。

(5) 組織がその役割や機能を十分に果たしていくためには、職員一人ひとりが能力や個性を発揮し得る、良好な勤務環境が確保されていることが重要である。

セクシュアル・ハラスメントについては、その性格上水面下のものとなりがちなことや、職員が気付かずに周囲を不快にさせるといったこともあるので、引き続き意識の啓発、相談制度の一層の周知などに努めていく必要がある。

また、パワー・ハラスメントについては、指導との線引きが難しく、業務上必要な指導であっても、パワー・ハラスメントと受け取られるようなケースもあるので、研修の内容を常に見直して更なる充実を図ることなどにより、管理職員等の意識の向上に取り組むとともに、相談制度の一層の周知などに努めていく必要がある。

ハラスメントに関しては、昨年度、処分事案が複数発生したほか、任命権者が実施したアンケートにおいても、ハラスメントを受けたことがある旨の回答が一定数見受けられることから、背景や要因の分析等を通じて、より実効性のある対策につなげていく必要がある。

(6) 公的年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることに伴う雇用と年金の接続については、当面、現行の再任用制度により、希望者を年金の支給開始年齢に達するまで再任用することとされたところである。各任命権者の状況を見ると、再任用者数や定年退職者のうち再任用された職員の割合は、いずれもおおむね増加傾向にあるほか、勤務形態の多様化も見受けられる。

各任命権者においては、引き続き再任用制度を職員に対して十分に周知するとともに、意向調査等によって再任用に対する希望や意欲、健康状態等を適切に把握したうえで、職員が培ってきた能力や経験が生かせる職務への配置に努めることが必要である

なお、本年度末に定年退職となる者から、公的年金の支給開始年齢が62歳に

引き上げられ、再任用1年目は公的年金が全く支給されなくなるため、制度の趣旨も踏まえた一層の配慮が必要である。

また、今後さらに再任用職員の増加が見込まれることから、再任用職員だけでなく職員全体のモチベーションの確保や、組織活力の維持、若手職員の安定的・計画的な確保等を念頭に置いた中長期的な人事管理の在り方も検討していくことが必要である。

民間事業所における再雇用者の給与水準については、公的年金の支給の有無にかかわらず同じとする事業所が大半となっており、国と同様の傾向が見られた。

このため、再任用職員の給与については、国の動向や県内民間事業所の再雇用者の給与水準などを踏まえ、引き続き検討を行っていくこととする。

議会及び知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、この勧告を速やかに実施されるよう要請する。

県行政は、県民の信頼のもとに成り立つものであることから、各任命権者におかれては、その信頼に応えるために、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命を改めて自覚し、公正な職務の遂行に精励するよう、職員の意識改革を徹底するとともに、個々の職員が自己の持つ適性や能力を存分に発揮しうる職務環境や組織づくりに努めることが必要である。

各職員におかれても、全体の奉仕者としての使命感、倫理観を保持しつつ、より一層効率的な業務の運営と行政サービスの向上に精励し、県民の期待と信頼に応え、その職責を果たされるよう要望する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	34.9	8.0	—	57.1
課 長 級	33.5	8.2	—	58.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
					定期昇給 実施		
係 員	89.7	88.0	26.0	5.2	56.8	1.7	10.3
課 長 級	83.6	81.6	23.6	2.0	56.0	2.0	16.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員の給与と民間給与との比較（月例給）

民間給与(A)	職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
347,685円	347,156円	529円 (0.15%)

別表第4 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		高 知 県	全 国	
			事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平均所定内給与月額	下半期〔A1〕	円 284,968	円 378,933	円 277,186
	上半期〔A2〕	円 287,071	円 381,398	円 278,433
特別給の支給額	下半期〔B1〕	円 508,559	円 793,737	円 503,892
	上半期〔B2〕	円 625,408	円 811,091	円 503,668
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	月分 1.78	月分 2.09	月分 1.82
	上半期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	月分 2.18	月分 2.13	月分 1.81
年 間 の 平 均		3.96月分	4.21月分	

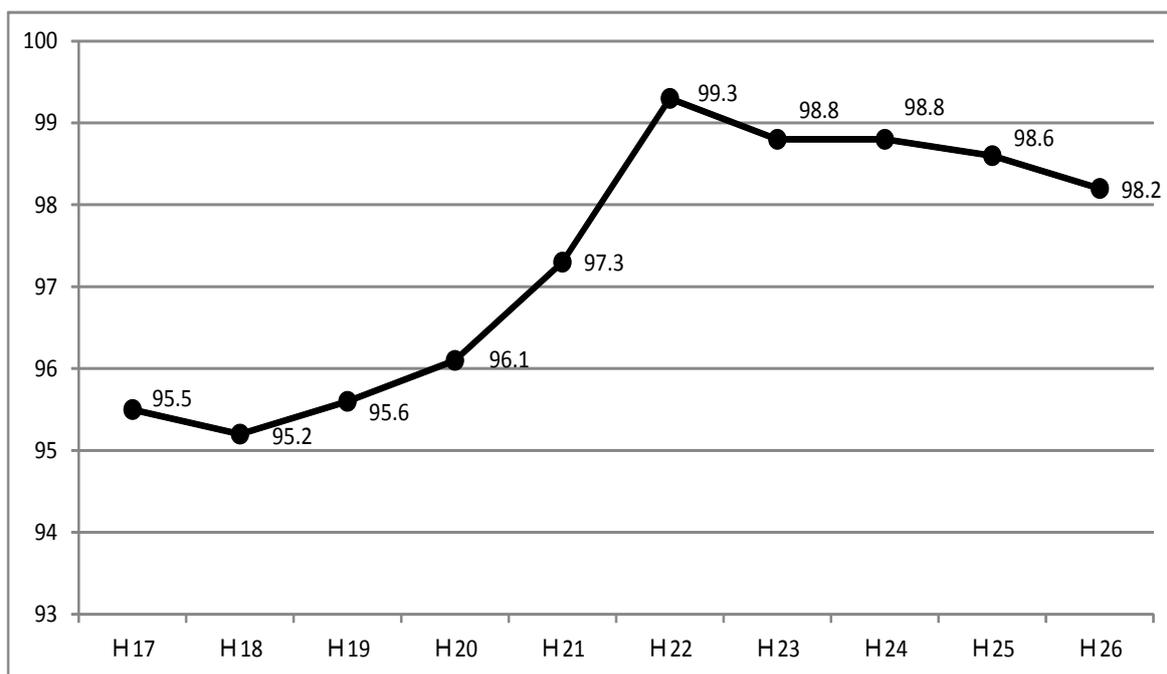
(注) 1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 「全国」の年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めた年間の平均である。

3 本県の特別給は、事務・技術等従業員の支給状況である。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

別表第5 ラスパイレス指数の推移



(注) 1 平成17年から平成21年までの間、本県では独自の給与カットを実施しており、この間のラスパイレス指数は、カット後の数値である。  
 2 平成24年及び平成25年は、国の給与カットがないものとした場合の参考値である。

別表第6 平均給料月額

(単位:百円、%)

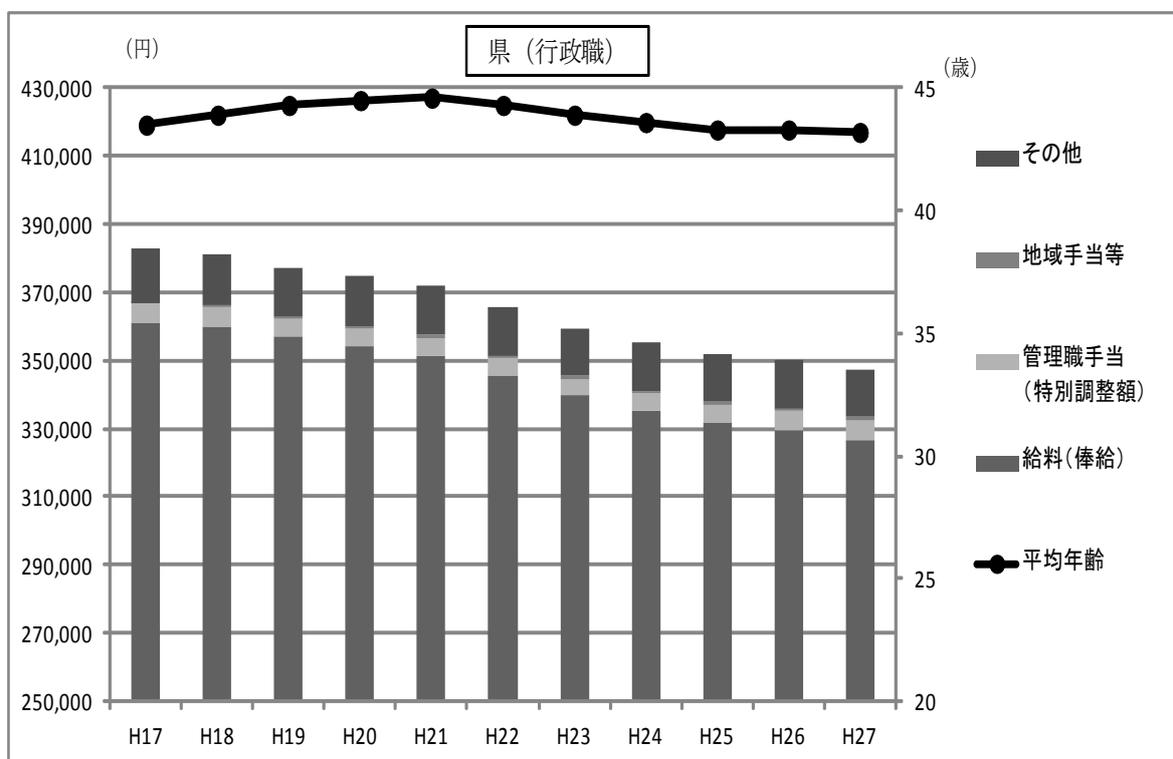
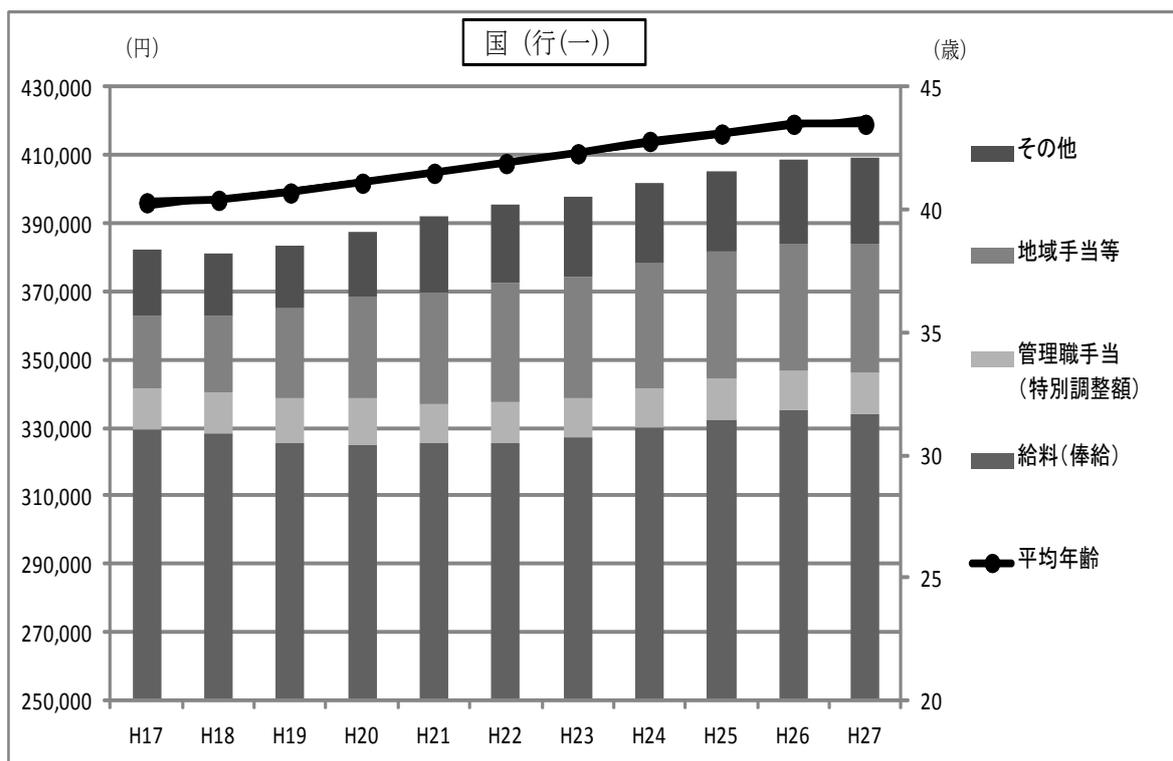
	現行	H27 改定後
県(行政職)	3,261	3,266
国(行(一))	3,275	3,288
差額	▲14	▲22
率	▲0.43	▲0.67

別表第7 給料表の水準(全級号給の合計額)

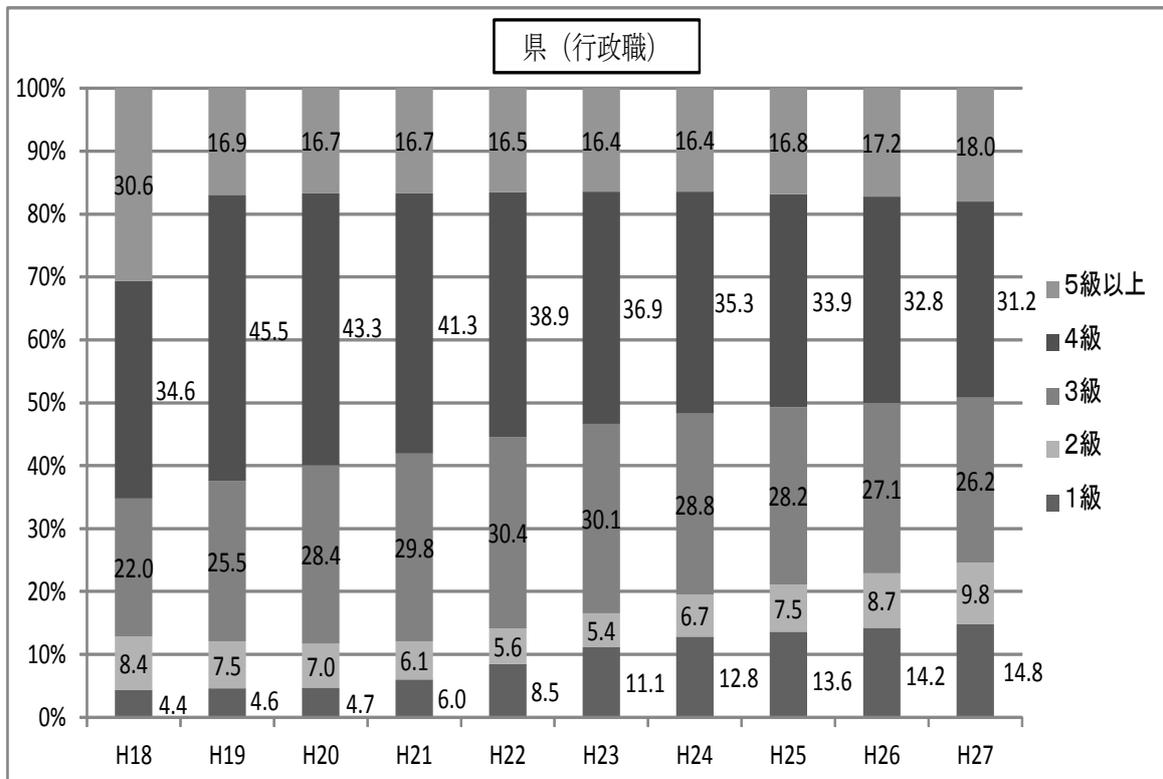
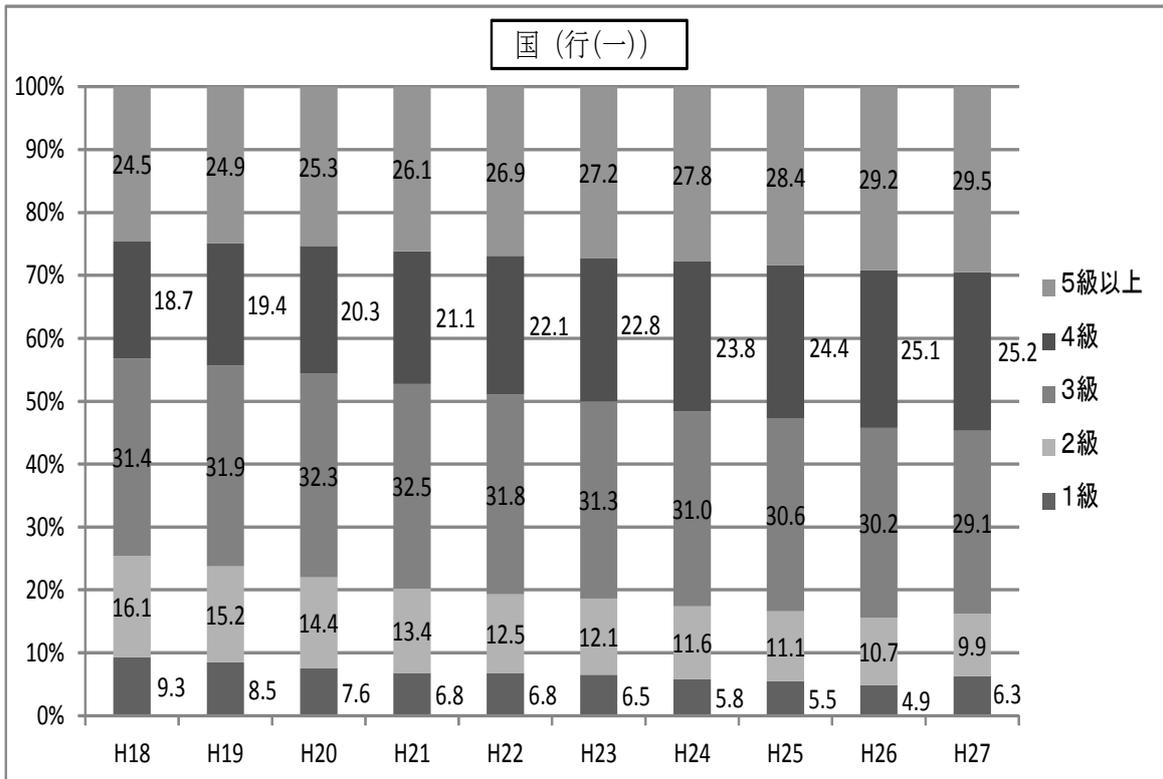
(単位:百円、%)

	現行	H27 改定後
県(行政職)	2,466,062	2,468,359
国(行(一))	2,420,005	2,429,684
差額	46,057	38,675
率	1.90	1.59

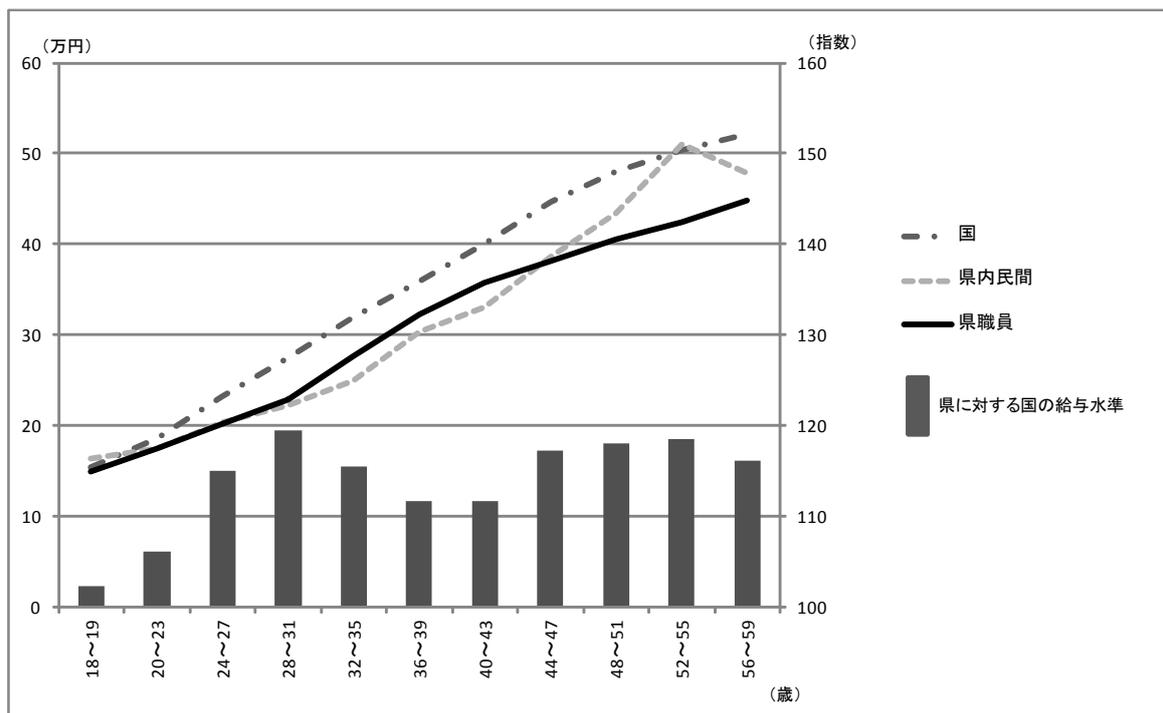
別表第8 平均給与月額及び平均年齢の推移



別表第9 職務の級別人員分布



別表第10 年代別の平均給与月額（平成25年～平成27年の3年平均）



- (注) 1 国の平成25年は、給与減額前の金額である。  
 2 「県に対する国の給与水準」とは、本県を100として指数化した国の給与水準である。  
 3 職員の在職実態を踏まえた比較が可能となるよう、職員が在級しない部分の民間の従業員は除外して比較した。  
 (除外した民間従業員の例)  
 ・ 1級に該当する民間の30歳台半ば以上の従業員  
 ・ 6級に該当する民間の40歳台半ばまでの従業員

## 別紙第2

# 勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

### 1 改定の内容

(1) 現行の給料表を、別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を67,300円とすること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)については、平成28年4月1日から実施すること。

## 別記

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	138,900	188,900	224,800	262,200	289,500	320,900	366,500	413,300	467,000
	2	140,000	190,700	226,700	264,300	291,800	323,200	369,100	415,800	470,100
	3	141,200	192,500	228,500	266,300	294,100	325,500	371,700	418,300	473,200
	4	142,300	194,300	230,300	268,400	296,400	327,800	374,300	420,800	476,300
	5	143,400	195,900	231,900	270,500	298,500	330,100	376,600	423,100	479,300
	6	144,500	197,600	233,700	272,600	300,800	332,200	379,100	425,500	482,400
	7	145,600	199,300	235,500	274,700	303,100	334,400	381,600	427,900	485,500
	8	146,700	201,000	237,200	276,800	305,400	336,600	384,100	430,300	488,600
	9	147,800	202,800	238,800	278,900	307,600	338,900	386,700	432,600	491,600
	10	149,200	204,500	240,600	281,000	309,900	341,100	389,400	434,900	494,700
	11	150,500	206,200	242,300	283,100	312,200	343,300	392,100	437,200	497,800
	12	151,700	207,900	244,100	285,200	314,500	345,500	394,800	439,400	500,900
	13	153,000	209,300	245,800	287,300	316,700	347,500	397,400	441,600	503,900
	14	154,500	211,200	247,600	289,400	318,900	349,600	399,700	443,600	506,300
	15	156,000	213,100	249,300	291,500	321,100	351,700	402,000	445,600	508,700
	16	157,600	215,000	250,900	293,600	323,300	353,800	404,400	447,600	511,100
	17	158,900	216,800	252,500	295,700	325,500	355,800	406,700	449,600	513,600
	18	160,300	218,600	254,500	297,800	327,600	357,800	408,800	451,400	515,100
	19	161,800	220,400	256,500	299,900	329,700	359,800	410,900	453,200	516,600
	20	163,300	222,200	258,500	302,000	331,700	361,700	413,000	455,000	518,100
	21	164,700	223,700	260,400	304,100	333,800	363,800	415,100	456,800	519,300
	22	167,400	225,600	262,300	306,200	335,900	365,700	417,100	458,300	520,800
	23	170,000	227,400	264,200	308,300	338,000	367,700	419,100	459,800	522,300
	24	172,600	229,200	266,000	310,400	340,100	369,700	421,100	461,300	523,800
	25	175,300	230,700	268,000	312,400	341,800	371,800	423,200	462,800	525,100
	26	177,000	232,400	269,900	314,500	343,800	373,800	424,800	464,200	526,300
	27	178,700	234,000	271,800	316,600	345,800	375,800	426,400	465,600	527,500
	28	180,400	235,700	273,700	318,700	347,800	377,800	428,000	466,900	528,700
	29	181,900	237,100	275,600	320,700	349,700	379,800	429,700	468,100	529,900
	30	183,700	238,500	277,500	322,800	351,600	381,700	431,000	468,900	530,800
	31	185,500	239,900	279,400	324,900	353,500	383,600	432,300	469,700	531,700
	32	187,300	241,300	281,300	327,000	355,400	385,400	433,600	470,500	532,600
	33	188,900	242,700	283,000	328,700	357,300	387,200	434,900	471,300	533,400
	34	190,400	244,100	284,900	330,700	359,100	388,900	436,200	472,100	534,300
	35	191,900	245,600	286,800	332,800	360,900	390,600	437,500	472,900	535,200
	36	193,400	247,100	288,700	334,900	362,600	392,300	438,700	473,700	536,100
	37	194,700	248,300	290,400	336,800	364,500	394,000	440,000	474,500	537,000
	38	195,900	249,900	292,200	338,800	365,900	395,200	440,900	475,300	537,900
	39	197,100	251,500	294,000	340,800	367,400	396,400	441,800	476,100	538,800
40	198,300	253,100	295,800	342,800	368,900	397,600	442,700	476,900	539,700	

41	199,600	254,500	297,700	344,700	370,400	398,700	443,500	477,700	540,600
42	200,900	255,900	299,400	346,600	371,600	399,900	444,300	478,400	
43	202,100	257,300	301,100	348,500	372,800	401,100	445,100	479,200	
44	203,400	258,700	302,800	350,400	374,000	402,300	445,900	480,000	
45	204,600	260,000	304,500	352,300	375,000	403,300	446,700	480,800	
46	205,800	261,400	306,200	353,900	375,900	404,000	447,500		
47	207,100	262,800	307,900	355,500	376,800	404,700	448,300		
48	208,300	264,200	309,600	357,100	377,700	405,400	449,100		
49	209,500	265,500	310,900	358,800	378,700	406,200	449,700		
50	210,400	266,700	312,500	360,000	379,500	406,900	450,500		
51	211,400	268,000	314,100	361,200	380,300	407,600	451,300		
52	212,500	269,300	315,700	362,300	381,100	408,300	452,100		
53	213,600	270,400	317,400	363,300	382,000	409,100	452,700		
54	214,500	271,700	319,000	364,400	382,700	409,800	453,500		
55	215,400	273,000	320,600	365,400	383,400	410,500	454,300		
56	216,300	274,300	322,200	366,500	384,100	411,200	455,100		
57	217,000	275,500	323,700	367,400	384,800	411,900	455,700		
58	217,900	276,600	324,900	368,100	385,400	412,600	456,500		
59	218,700	277,700	326,100	368,800	386,100	413,300	457,300		
60	219,600	278,800	327,300	369,500	386,800	414,000	458,100		
61	220,400	280,000	328,400	370,100	387,300	414,600	458,700		
62	221,300	281,000	329,400	370,800	388,000	415,300			
63	222,200	282,000	330,300	371,500	388,700	416,000			
64	223,100	283,000	331,300	372,200	389,400	416,700			
65	223,800	283,800	332,200	372,700	389,900	417,200			
66	224,700	284,700	333,000	373,400	390,600	417,800			
67	225,600	285,600	333,800	374,100	391,300	418,500			
68	226,500	286,500	334,600	374,800	392,000	419,200			
69	227,200	287,500	335,500	375,300	392,500	419,700			
70	228,000	288,300	336,200	376,000	393,200	420,400			
71	228,800	289,100	336,900	376,700	393,900	421,100			
72	229,600	289,900	337,600	377,400	394,600	421,800			
73	230,400	290,700	338,100	377,900	395,100	422,300			
74	231,100	291,200	338,700	378,600	395,800	423,000			
75	231,800	291,700	339,300	379,300	396,500	423,700			
76	232,500	292,200	339,900	380,000	397,200	424,400			
77	233,300	292,600	340,300	380,500	397,600	424,900			
78	234,100	293,000	340,800	381,100	398,300				
79	234,900	293,400	341,300	381,700	399,000				
80	235,700	293,800	341,800	382,300	399,700				
81	236,400	294,100	342,300	383,000	400,200				
82	237,100	294,500	342,800	383,600	400,900				
83	237,800	294,900	343,300	384,200	401,600				
84	238,500	295,300	343,800	384,800	402,300				
85	239,300	295,600	344,300	385,400	402,800				
86	240,000	296,000	344,800	386,000					
87	240,700	296,400	345,300	386,600					
88	241,400	296,800	345,800	387,200					

	89	242,200	297,100	346,200	387,900					
	90	242,700	297,500	346,700	388,500					
	91	243,200	297,900	347,200	389,100					
	92	243,700	298,300	347,700	389,700					
	93	244,000	298,500	348,000	390,400					
	94		298,900	348,500						
	95		299,300	349,000						
	96		299,700	349,500						
	97		299,900	349,800						
	98		300,300	350,300						
	99		300,700	350,800						
	100		301,100	351,300						
	101		301,300	351,600						
	102		301,700	352,000						
	103		302,100	352,400						
	104		302,500	352,800						
	105		302,700	353,300						
	106		303,100	353,700						
	107		303,500	354,100						
	108		303,900	354,500						
	109		304,100	355,000						
	110		304,500	355,400						
	111		304,900	355,800						
	112		305,300	356,200						
	113		305,500	356,700						
	114		305,900							
	115		306,300							
	116		306,700							
	117		306,900							
	118		307,200							
	119		307,500							
	120		307,800							
	121		308,200							
	122		308,500							
	123		308,800							
	124		309,100							
	125		309,500							
再任用職員		186,600	214,300	258,700	279,000	294,600	320,600	363,300	397,600	449,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	139,000	188,400	275,900	332,300	392,600
	2	140,100	190,800	278,600	334,500	395,500
	3	141,300	193,200	281,300	336,700	398,400
	4	142,400	195,600	284,000	338,900	401,200
	5	143,500	198,100	286,500	340,900	403,600
	6	144,800	200,400	289,200	343,000	406,400
	7	146,100	202,700	291,900	345,100	409,200
	8	147,400	205,000	294,600	347,200	411,900
	9	148,500	207,100	297,100	349,300	414,600
	10	150,200	209,300	299,900	351,400	417,400
	11	151,800	211,600	302,700	353,500	420,200
	12	153,400	213,800	305,500	355,600	423,000
	13	154,900	216,000	308,100	357,700	425,900
	14	156,800	218,300	310,900	359,600	428,700
	15	158,700	220,600	313,700	361,600	431,500
	16	160,700	223,000	316,500	363,600	434,300
	17	162,500	225,300	319,100	365,500	437,200
	18	164,600	228,100	321,400	367,500	439,900
	19	166,800	230,900	323,700	369,500	442,700
	20	168,900	233,700	326,000	371,500	445,500
	21	171,100	236,400	328,400	373,400	448,400
	22	173,500	239,100	330,500	375,400	451,100
	23	175,800	241,800	332,500	377,400	453,800
	24	178,100	244,500	334,600	379,400	456,500
	25	180,200	247,300	336,800	381,000	459,300
	26	182,300	249,900	338,700	382,900	461,900
	27	184,400	252,500	340,600	384,800	464,500
	28	186,500	255,100	342,500	386,700	467,000
	29	188,500	257,800	344,500	388,600	469,600
	30	190,200	260,100	346,200	390,600	472,200
	31	192,000	262,400	347,900	392,600	474,800
	32	193,800	264,700	349,600	394,600	477,400
	33	195,600	266,700	351,100	396,400	479,700
	34	197,500	269,000	352,600	398,200	482,200
	35	199,400	271,300	354,100	399,800	484,700
	36	201,200	273,600	355,600	401,600	487,200
	37	202,900	275,700	357,000	403,300	489,800
	38	204,700	277,500	358,400	404,900	492,300
	39	206,600	279,300	359,800	406,500	494,800
	40	208,400	281,100	361,200	408,100	497,300
	41	210,300	282,700	362,200	409,700	499,900
	42	212,200	284,000	363,400	411,300	502,200
	43	214,000	285,200	364,700	412,900	504,500
44	215,900	286,400	365,900	414,500	506,800	

45	217,800	287,300	367,200	416,100	508,900
46	219,700	288,600	368,500	417,700	510,500
47	221,700	289,900	369,800	419,300	512,100
48	223,600	291,200	371,100	420,900	513,700
49	225,400	292,600	372,200	422,300	515,400
50	227,300	293,900	373,500	423,800	516,900
51	229,300	295,200	374,800	425,300	518,300
52	231,200	296,500	376,100	426,800	519,800
53	232,900	297,700	377,200	428,300	521,100
54	234,800	299,000	378,300	429,700	522,300
55	236,700	300,300	379,400	431,100	523,500
56	238,600	301,600	380,500	432,500	524,700
57	240,200	302,700	381,400	433,700	525,900
58	241,600	303,900	382,300	435,100	526,900
59	242,900	305,100	383,200	436,500	527,900
60	244,300	306,300	384,100	437,900	528,900
61	245,500	307,400	384,800	439,000	530,000
62	246,800	308,500	385,600	440,000	530,900
63	248,000	309,600	386,500	441,000	531,800
64	249,300	310,700	387,400	442,000	532,700
65	250,700	311,900	388,100	442,900	533,600
66	252,000	313,000	388,900	443,800	534,500
67	253,200	314,100	389,700	444,700	535,400
68	254,400	315,200	390,500	445,600	536,300
69	255,600	316,400	391,300	446,300	537,300
70	257,100	317,500	392,000	447,200	538,200
71	258,600	318,600	392,700	448,100	539,100
72	260,100	319,700	393,400	449,000	540,000
73	261,500	320,600	394,200	449,700	541,000
74	262,900	321,700	394,900		
75	264,300	322,800	395,600		
76	265,700	323,900	396,300		
77	266,800	325,000	397,100		
78	268,100	326,000	397,700		
79	269,400	327,000	398,400		
80	270,700	328,000	399,100		
81	272,100	329,100	399,800		
82	273,400	329,900	400,500		
83	274,700	330,600	401,200		
84	276,000	331,400	401,900		
85	277,200	332,300	402,500		
86	278,500	332,900	403,200		
87	279,800	333,500	403,900		
88	281,100	334,100	404,600		
89	282,200	334,500	405,200		
90	283,400	335,100			
91	284,600	335,700			
92	285,800	336,300			

	93	286,900	336,700			
	94	287,900	337,200			
	95	288,900	337,700			
	96	289,900	338,200			
	97	290,500	338,800			
	98	291,400	339,300			
	99	292,300	339,800			
	100	293,200	340,300			
	101	294,100	340,900			
	102	294,800	341,400			
	103	295,500	341,900			
	104	296,200	342,400			
	105	297,000	343,000			
	106	297,500	343,500			
	107	298,000	344,000			
	108	298,500	344,500			
	109	299,000	345,100			
	110	299,400	345,600			
	111	299,800	346,100			
	112	300,200	346,600			
	113	300,600	347,200			
	114	301,000	347,700			
	115	301,400	348,200			
	116	301,800	348,700			
	117	302,200	349,300			
	118	302,600	349,800			
	119	303,000	350,300			
	120	303,400	350,800			
	121	303,700	351,400			
再任用職員		216,600	262,300	288,300	331,700	391,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	242,100	325,900	391,300	467,800
	2	244,600	328,800	394,200	470,100
	3	247,100	331,800	397,100	472,400
	4	249,600	334,800	400,000	474,700
	5	252,000	337,600	402,700	477,000
	6	255,800	340,700	405,500	479,200
	7	259,600	343,800	408,300	481,400
	8	263,400	346,900	411,100	483,600
	9	267,000	349,900	413,700	485,900
	10	271,000	352,900	416,400	488,000
	11	275,000	356,000	419,100	490,100
	12	279,000	359,000	421,800	492,200
	13	282,900	362,000	424,300	494,300
	14	286,900	365,700	426,800	496,400
	15	290,900	369,400	429,300	498,500
	16	294,900	373,100	431,800	500,600
	17	298,600	376,700	434,100	502,700
	18	302,200	379,500	436,500	504,700
	19	305,700	382,300	438,900	506,700
	20	309,200	385,100	441,300	508,700
	21	312,700	388,000	443,600	510,500
	22	316,300	390,600	446,000	512,400
	23	319,700	393,200	448,400	514,300
	24	323,100	395,800	450,800	516,200
	25	326,300	398,200	453,100	517,900
	26	328,800	400,500	455,400	519,700
	27	331,200	402,800	457,700	521,500
	28	333,700	405,100	460,000	523,300
	29	336,400	407,500	462,200	525,200
	30	338,600	409,600	464,500	527,000
	31	340,800	411,700	466,800	528,800
	32	343,100	413,800	469,100	530,600
	33	345,300	416,000	471,200	532,400
	34	347,800	418,000	473,300	534,200
	35	350,300	420,000	475,400	536,000
	36	352,800	422,000	477,500	537,800
	37	355,200	424,100	479,600	539,500
	38	357,600	426,100	481,400	541,100
	39	360,000	428,100	483,200	542,700
	40	362,400	430,100	485,000	544,300
	41	364,700	432,200	486,700	545,900
	42	366,200	434,000	488,500	547,300
	43	367,700	435,800	490,300	548,700
44	369,200	437,600	492,100	550,100	

45	370,800	439,500	493,700	551,300
46	372,300	441,300	495,500	552,300
47	373,800	443,100	497,300	553,300
48	375,300	444,900	499,100	554,300
49	376,600	446,800	500,700	555,400
50	377,600	448,600	502,000	556,300
51	378,600	450,400	503,300	557,200
52	379,600	452,200	504,600	558,100
53	380,700	454,100	505,900	559,000
54	381,600	455,300	507,200	559,900
55	382,500	456,500	508,500	560,800
56	383,400	457,700	509,800	561,700
57	384,400	458,900	511,000	562,600
58	385,300	459,900	511,900	563,500
59	386,200	460,900	512,800	564,400
60	387,100	461,900	513,700	565,300
61	388,000	462,800	514,600	566,200
62	388,500	463,500	515,500	567,100
63	389,000	464,200	516,400	568,000
64	389,500	464,900	517,300	568,900
65	389,800	465,600	518,200	569,800
66		466,300	519,100	
67		467,000	520,000	
68		467,700	520,900	
69		468,200	521,800	
70		468,900	522,700	
71		469,600	523,600	
72		470,300	524,500	
73		470,800	525,300	
74		471,500	526,200	
75		472,200	527,100	
76		472,900	528,000	
77		473,400	528,800	
78		474,000	529,700	
79		474,600	530,600	
80		475,200	531,500	
81		475,800	532,300	
82		476,400	533,200	
83		477,000	534,100	
84		477,600	535,000	
85		478,100	535,800	
86		478,700	536,700	
87		479,300	537,600	
88		479,900	538,500	
89		480,400	539,300	
90		481,000		
91		481,600		
92		482,200		

	93		482,700		
	94		483,300		
	95		483,900		
	96		484,500		
	97		485,000		
再任用職員		294,500	336,900	391,300	464,400

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	143,600	181,400	215,800	243,400	280,000	329,000	375,500
	2	145,000	183,000	217,400	245,000	282,200	331,100	378,200
	3	146,400	184,600	218,900	246,500	284,400	333,300	380,900
	4	147,800	186,200	220,500	248,000	286,600	335,500	383,600
	5	149,000	187,700	222,000	249,300	288,800	337,700	386,200
	6	150,800	189,300	223,600	250,800	291,000	339,900	388,900
	7	152,500	190,900	225,300	252,200	293,200	342,100	391,600
	8	154,100	192,500	226,900	253,700	295,400	344,300	394,300
	9	155,800	194,100	228,600	255,100	297,500	346,300	396,900
	10	157,500	195,800	230,300	256,600	299,700	348,500	399,300
	11	159,200	197,500	232,000	258,000	301,900	350,700	401,700
	12	161,000	199,200	233,700	259,300	304,100	352,900	404,200
	13	162,500	200,800	235,400	260,700	306,400	354,700	406,500
	14	164,400	202,300	237,000	262,600	308,500	356,700	408,700
	15	166,400	203,800	238,500	264,500	310,600	358,700	410,900
	16	168,200	205,300	240,000	266,300	312,700	360,700	413,100
	17	170,100	206,800	241,400	268,000	314,900	362,700	415,200
	18	172,000	208,400	242,900	269,900	317,000	364,800	417,300
	19	173,900	210,100	244,300	271,800	319,100	366,800	419,400
	20	175,800	211,700	245,800	273,700	321,200	368,900	421,500
	21	177,700	213,200	247,200	275,500	323,400	370,800	423,400
	22	179,200	214,700	248,700	277,400	325,400	372,900	425,000
	23	180,700	216,300	250,000	279,300	327,400	375,000	426,600
	24	182,200	217,800	251,300	281,200	329,400	377,100	428,200
	25	183,800	219,400	252,700	283,200	331,400	379,000	429,800
	26	185,300	220,900	254,400	285,100	333,400	380,900	431,100
	27	186,800	222,400	256,100	287,000	335,400	382,800	432,400
	28	188,300	223,900	257,800	288,900	337,400	384,700	433,700
	29	189,900	225,500	259,500	290,900	339,200	386,500	435,100
	30	191,200	227,100	261,300	292,800	341,000	388,300	436,400
	31	192,500	228,700	263,100	294,700	342,800	390,100	437,700
	32	193,800	230,300	264,900	296,600	344,600	391,900	438,900
	33	195,200	231,800	266,400	298,400	346,400	393,500	440,300
	34	196,500	233,300	268,200	300,200	348,300	394,800	441,600
	35	197,800	234,700	270,000	302,000	350,200	396,100	442,900
	36	199,100	236,200	271,800	303,800	352,100	397,400	444,200
	37	200,200	237,700	273,500	305,500	353,900	398,500	445,600
	38	201,500	239,200	275,200	307,200	355,600	399,700	446,400
	39	202,700	240,700	276,900	308,900	357,300	400,800	447,200
	40	204,000	242,200	278,600	310,600	359,000	402,000	448,000
	41	205,100	243,600	280,300	312,400	360,600	403,100	448,600
	42	206,300	245,000	282,000	314,100	361,900	403,900	449,400
	43	207,400	246,300	283,700	315,800	363,200	404,700	450,200
44	208,600	247,600	285,400	317,500	364,500	405,500	451,000	

45	209,800	248,900	287,100	318,800	365,700	406,100	451,600
46	210,800	250,500	288,800	320,300	366,900	406,800	452,400
47	211,800	252,100	290,500	321,800	368,100	407,500	453,200
48	212,900	253,700	292,200	323,400	369,300	408,200	454,000
49	213,900	255,300	293,700	324,900	370,500	409,000	454,600
50	214,800	256,700	295,300	326,200	371,500	409,700	455,400
51	215,700	258,100	296,900	327,500	372,500	410,400	456,200
52	216,600	259,500	298,500	328,800	373,500	411,100	457,000
53	217,300	260,800	299,900	329,900	374,300	411,800	457,600
54	218,200	262,200	301,400	330,900	375,200	412,500	
55	219,000	263,600	302,900	332,000	376,100	413,200	
56	219,900	265,000	304,400	333,100	377,000	413,900	
57	220,700	266,100	305,800	333,900	377,800	414,500	
58	221,500	267,400	307,100	334,900	378,600	415,200	
59	222,300	268,700	308,400	335,900	379,400	415,900	
60	223,100	270,000	309,800	336,900	380,200	416,600	
61	224,000	271,100	311,100	337,700	380,800	417,100	
62	224,900	272,400	312,400	338,400	381,500	417,700	
63	225,800	273,700	313,700	339,100	382,200	418,400	
64	226,700	275,000	315,000	339,800	382,900	419,100	
65	227,300	276,200	316,400	340,500	383,500	419,600	
66	228,200	277,300	317,200	341,200	384,200		
67	229,100	278,400	318,000	341,900	384,900		
68	230,000	279,500	318,800	342,600	385,600		
69	230,700	280,600	319,700	343,300	386,100		
70	231,400	281,700	320,500	343,900	386,700		
71	232,100	282,800	321,300	344,500	387,300		
72	232,800	283,900	322,100	345,100	387,900		
73	233,600	284,800	322,900	345,600	388,600		
74	234,400	285,500	323,500	346,200	389,200		
75	235,200	286,200	324,100	346,800	389,800		
76	236,000	287,000	324,700	347,400	390,400		
77	236,600	287,800	325,400	347,900	391,100		
78	237,200	288,400	325,900	348,400	391,700		
79	237,800	289,000	326,400	348,900	392,300		
80	238,400	289,600	326,900	349,400	392,900		
81	238,900	290,300	327,500	349,800	393,600		
82	239,300	290,800	328,000	350,200	394,200		
83	239,700	291,300	328,500	350,600	394,800		
84	240,100	291,800	329,000	351,000	395,400		
85	240,600	292,200	329,600	351,500	396,100		
86		292,500	330,000	351,900			
87		292,800	330,300	352,300			
88		293,100	330,700	352,700			
89		293,500	331,200	353,200			
90		293,800	331,600	353,600			
91		294,100	332,000	354,000			
92		294,400	332,400	354,400			

	93		294,800	332,900	354,900			
	94		295,100	333,200	355,300			
	95		295,400	333,600	355,700			
	96		295,700	334,000	356,100			
	97		296,100	334,200	356,600			
	98		296,400	334,600	357,000			
	99		296,700	335,000	357,400			
	100		297,000	335,400	357,800			
	101		297,400	335,600	358,300			
	102		297,700	336,000	358,700			
	103		298,000	336,400	359,100			
	104		298,300	336,800	359,500			
	105		298,600	337,000	360,000			
	106			337,400				
	107			337,800				
	108			338,200				
	109			338,400				
	110			338,800				
	111			339,200				
	112			339,600				
	113			339,800				
再任用職員		187,600	214,400	246,800	260,400	286,700	328,600	371,700

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	157,000	184,200	232,600	256,500	285,900	332,400
	2	158,400	186,300	234,300	257,300	287,900	334,600
	3	159,900	188,400	235,900	258,400	289,900	336,800
	4	161,300	190,400	237,600	259,500	291,900	339,000
	5	162,700	192,500	239,100	260,500	293,700	341,200
	6	164,200	194,900	240,600	261,800	295,600	343,400
	7	165,700	197,200	242,000	263,000	297,500	345,600
	8	167,200	199,500	243,400	264,300	299,400	347,800
	9	168,500	201,900	244,800	265,600	301,400	349,600
	10	170,200	203,300	246,100	266,700	303,300	351,600
	11	171,800	204,600	247,400	268,300	305,200	353,600
	12	173,400	206,000	248,700	269,900	307,100	355,600
	13	174,900	207,400	249,900	271,500	308,900	357,800
	14	176,900	208,900	251,000	273,100	310,700	359,900
	15	178,900	210,400	252,100	274,700	312,500	362,000
	16	180,900	211,900	253,200	276,300	314,300	364,100
	17	183,100	213,300	254,200	277,900	316,200	366,200
	18	185,200	214,800	255,300	279,400	317,900	368,300
	19	187,300	216,300	256,400	280,900	319,600	370,400
	20	189,300	217,800	257,500	282,400	321,300	372,500
	21	191,400	219,200	258,600	284,000	323,000	374,700
	22	193,600	220,900	259,900	285,600	324,600	376,900
	23	195,800	222,600	261,200	287,200	326,200	379,100
	24	198,000	224,200	262,500	288,800	327,800	381,300
	25	200,100	225,600	263,800	290,200	329,500	383,300
	26	201,400	227,200	265,400	292,000	331,000	385,300
	27	202,600	228,700	266,900	293,800	332,600	387,300
	28	203,900	230,300	268,500	295,600	334,200	389,300
	29	205,100	232,000	270,100	297,200	335,700	391,300
	30	206,400	233,500	271,700	298,900	337,200	393,200
	31	207,700	234,900	273,300	300,600	338,700	395,100
	32	209,000	236,400	274,900	302,300	340,200	397,000
	33	210,300	237,800	276,500	303,800	341,900	398,700
	34	211,600	239,200	278,000	305,400	343,500	400,400
	35	212,900	240,500	279,500	307,000	345,100	402,200
	36	214,200	241,800	281,000	308,600	346,700	404,000
	37	215,600	243,000	282,600	310,200	348,400	405,900
	38	217,000	244,200	284,100	311,800	350,000	407,700
	39	218,400	245,400	285,600	313,400	351,600	409,500
	40	219,700	246,600	287,100	315,000	353,200	411,300
	41	220,700	247,600	288,700	316,600	354,800	413,000
	42	222,000	248,700	290,300	318,100	356,400	414,700
	43	223,300	249,800	291,900	319,600	358,000	416,400
44	224,600	251,000	293,500	321,100	359,600	418,000	

45	225,900	252,100	294,900	322,400	361,200	419,500
46	227,300	253,400	296,400	323,800	362,700	421,100
47	228,800	254,700	297,900	325,200	364,200	422,700
48	230,300	255,900	299,400	326,700	365,600	424,300
49	231,500	257,200	300,800	328,000	367,100	426,000
50	232,900	258,500	302,200	329,400	368,500	427,600
51	234,200	259,700	303,600	330,700	369,900	429,200
52	235,500	260,900	305,000	332,100	371,300	430,800
53	236,700	262,300	306,500	333,500	372,800	432,300
54	237,900	263,900	307,900	334,900	374,000	433,800
55	239,100	265,500	309,300	336,300	375,200	435,300
56	240,300	267,000	310,700	337,700	376,400	436,800
57	241,400	268,600	311,900	338,900	377,700	438,100
58	242,600	270,200	313,200	340,300	378,700	439,000
59	243,700	271,800	314,500	341,700	379,700	439,900
60	244,900	273,400	315,900	343,100	380,700	440,800
61	246,000	275,000	317,100	344,300	381,500	441,700
62	247,200	276,500	318,400	345,600	382,300	442,600
63	248,400	278,000	319,700	346,900	383,100	443,500
64	249,500	279,500	321,000	348,200	383,900	444,400
65	250,600	281,100	322,300	349,400	384,800	445,300
66	251,700	282,600	323,600	350,600	385,600	446,100
67	252,900	284,100	324,900	351,800	386,400	446,900
68	254,100	285,600	326,200	353,000	387,200	447,700
69	255,100	286,900	327,300	354,000	388,000	448,500
70	256,400	288,400	328,500	355,100	388,700	
71	257,700	289,900	329,700	356,200	389,400	
72	259,000	291,400	330,800	357,300	390,100	
73	260,400	292,700	332,100	358,300	390,900	
74	261,700	294,100	333,200	359,400	391,500	
75	263,000	295,500	334,400	360,500	392,100	
76	264,300	296,900	335,600	361,600	392,700	
77	265,400	298,400	336,800	362,500	393,300	
78	266,600	299,700	338,000	363,300	393,900	
79	267,900	301,000	339,200	364,100	394,500	
80	269,200	302,300	340,400	364,900	395,100	
81	270,300	303,200	341,500	365,600	395,600	
82	271,400	304,400	342,600	366,200	396,200	
83	272,500	305,600	343,700	366,800	396,800	
84	273,600	306,900	344,800	367,400	397,400	
85	274,500	308,000	345,900	368,100	397,900	
86	275,600	309,200	346,900	368,700	398,500	
87	276,700	310,400	347,900	369,300	399,100	
88	277,800	311,600	348,900	369,900	399,700	
89	278,900	312,900	350,000	370,400	400,100	
90	279,900	314,100	350,800	371,000	400,700	
91	280,900	315,300	351,600	371,600	401,300	
92	281,900	316,500	352,400	372,200	401,900	

93	282,900	317,700	353,200	372,700	402,400
94	283,900	318,500	353,900	373,200	
95	284,900	319,300	354,600	373,700	
96	285,900	320,100	355,300	374,200	
97	286,800	320,800	355,800	374,800	
98	287,600	321,500	356,300	375,300	
99	288,400	322,200	356,800	375,800	
100	289,300	322,900	357,300	376,300	
101	290,100	323,400	357,900	376,900	
102	290,900	324,000	358,400	377,400	
103	291,700	324,600	358,900	377,900	
104	292,500	325,200	359,400	378,400	
105	293,200	325,600	360,000	379,000	
106	293,700	326,100	360,500	379,500	
107	294,200	326,600	361,000	380,000	
108	294,700	327,100	361,500	380,500	
109	295,200	327,600	362,000	381,100	
110	295,600	328,000	362,500	381,600	
111	296,000	328,400	363,000	382,100	
112	296,400	328,800	363,500	382,600	
113	296,800	329,200	364,000	383,200	
114	297,200	329,600	364,500		
115	297,600	330,000	365,000		
116	298,000	330,300	365,400		
117	298,300	330,600	365,800		
118	298,700	331,000	366,300		
119	299,100	331,400	366,800		
120	299,500	331,800	367,300		
121	299,800	332,000	367,700		
122	300,200	332,400	368,200		
123	300,600	332,800	368,700		
124	301,000	333,200	369,200		
125	301,200	333,400	369,600		
126	301,600	333,800			
127	302,000	334,200			
128	302,400	334,600			
129	302,600	334,900			
130	303,000	335,300			
131	303,400	335,700			
132	303,800	336,100			
133	304,000	336,400			
134	304,400	336,800			
135	304,800	337,200			
136	305,200	337,600			
137	305,400	337,900			
138	305,800	338,300			
139	306,200	338,700			
140	306,600	339,100			

141	306,800	339,400				
142	307,200	339,800				
143	307,600	340,200				
144	308,000	340,600				
145	308,200	340,900				
146	308,600	341,300				
147	309,000	341,700				
148	309,400	342,100				
149	309,600	342,400				
150	309,900	342,800				
151	310,200	343,200				
152	310,500	343,600				
153	310,900	343,900				
154	311,200					
155	311,500					
156	311,800					
157	312,200					
158	312,500					
159	312,800					
160	313,100					
161	313,500					
162	313,800					
163	314,100					
164	314,400					
165	314,800					
166	315,100					
167	315,400					
168	315,700					
169	316,100					
再任用職員	234,100	258,900	266,300	276,700	293,900	332,000

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	152,300	167,900	256,000	286,100	413,000
	2	153,800	170,000	258,700	289,200	414,600
	3	155,300	172,100	261,400	292,300	416,200
	4	156,800	174,300	264,100	295,400	417,800
	5	158,400	176,300	266,600	297,900	419,500
	6	160,300	178,400	269,200	301,000	421,100
	7	162,100	180,600	271,700	304,100	422,700
	8	163,800	182,800	274,200	307,200	424,300
	9	165,600	185,100	276,700	310,200	425,800
	10	167,700	187,900	279,300	313,100	427,200
	11	169,700	190,600	281,900	316,000	428,600
	12	171,700	193,300	284,400	318,900	430,000
	13	173,700	196,200	286,900	321,700	431,400
	14	175,800	197,900	289,400	324,000	432,800
	15	178,000	199,600	292,100	326,300	434,200
	16	180,200	201,300	294,800	328,600	435,600
	17	182,500	203,100	297,500	330,900	436,900
	18	185,100	204,800	300,200	333,200	438,300
	19	187,600	206,500	302,900	335,500	439,600
	20	190,100	208,200	305,600	337,800	441,000
	21	192,600	210,000	308,300	340,100	442,300
	22	194,300	211,900	311,000	342,400	443,700
	23	196,000	213,800	313,700	344,700	445,100
	24	197,700	215,700	316,400	347,000	446,500
	25	199,200	217,400	319,100	349,200	447,800
	26	200,800	219,300	321,500	351,100	449,100
	27	202,400	221,100	323,900	353,000	450,400
	28	204,000	223,000	326,300	354,900	451,700
	29	205,700	224,900	328,700	356,800	453,000
	30	207,400	227,500	330,800	358,700	454,200
	31	209,100	230,100	333,000	360,500	455,400
	32	210,800	232,700	335,200	362,400	456,600
	33	212,300	235,300	337,400	364,200	457,800
	34	213,900	238,200	339,500	366,000	458,700
	35	215,500	241,100	341,600	367,800	459,600
	36	217,100	243,900	343,700	369,600	460,500
	37	218,600	246,700	345,800	371,500	461,400
	38	220,300	249,400	347,800	373,100	
	39	221,900	252,100	349,800	374,700	
	40	223,600	254,800	351,800	376,300	
	41	225,400	257,400	353,800	377,700	
	42	227,100	260,000	355,600	379,200	
	43	228,900	262,500	357,400	380,700	
44	230,600	265,000	359,200	382,200		

45	232,500	267,300	361,000	383,800
46	234,000	269,700	362,700	385,400
47	235,600	272,100	364,400	387,000
48	237,300	274,500	366,000	388,600
49	238,900	276,900	367,500	390,100
50	240,500	279,400	369,100	391,600
51	242,100	281,900	370,800	393,100
52	243,600	284,400	372,500	394,600
53	244,800	286,700	374,200	396,200
54	246,400	289,200	375,700	397,600
55	247,900	291,700	377,200	398,900
56	249,500	294,100	378,700	400,200
57	250,900	296,300	380,200	401,700
58	252,300	299,000	381,600	403,100
59	253,700	301,700	383,000	404,500
60	255,100	304,400	384,400	405,900
61	256,500	306,900	385,700	407,200
62	257,900	309,400	387,000	408,600
63	259,300	311,900	388,300	410,000
64	260,500	314,400	389,600	411,400
65	261,700	316,800	390,900	412,600
66	263,300	319,000	392,100	413,800
67	264,900	321,200	393,300	415,000
68	266,400	323,400	394,500	416,200
69	268,100	325,700	395,700	417,300
70	269,600	327,900	396,900	418,500
71	271,100	330,100	398,000	419,700
72	272,600	332,200	399,200	420,900
73	273,900	334,400	400,400	421,900
74	275,200	336,600	401,500	422,700
75	276,500	338,800	402,600	423,500
76	277,800	341,000	403,700	424,300
77	279,200	343,000	404,800	425,200
78	280,400	344,900	405,800	426,000
79	281,600	346,800	406,800	426,800
80	282,800	348,700	407,800	427,600
81	284,100	350,500	408,800	428,400
82	285,300	352,300	409,600	429,100
83	286,500	354,100	410,400	429,800
84	287,700	355,900	411,200	430,500
85	288,800	357,400	412,000	431,200
86	289,800	359,100	412,800	431,900
87	290,800	360,800	413,600	432,600
88	291,800	362,400	414,400	433,300
89	292,900	364,100	415,200	434,000
90	293,800	365,400	415,900	434,700
91	294,700	366,800	416,600	435,400
92	295,600	368,200	417,300	436,100

93	296,100	369,700	417,900	436,600
94	296,900	371,000	418,600	
95	297,700	372,300	419,300	
96	298,500	373,600	420,000	
97	299,400	375,000	420,700	
98	300,200	376,100	421,300	
99	301,000	377,200	421,900	
100	301,800	378,300	422,400	
101	302,700	379,500	422,900	
102	303,200	380,600	423,500	
103	303,700	381,700	424,100	
104	304,200	382,800	424,600	
105	304,700	383,800	425,000	
106	305,100	384,800	425,600	
107	305,500	385,700	426,200	
108	305,900	386,700	426,700	
109	306,100	387,600	427,200	
110	306,500	388,600		
111	306,900	389,600		
112	307,300	390,600		
113	307,500	391,400		
114	307,800	392,300		
115	308,100	393,200		
116	308,400	394,100		
117	308,700	395,100		
118	309,000	395,900		
119	309,300	396,700		
120	309,600	397,500		
121	309,800	398,200		
122	310,100	399,000		
123	310,400	399,800		
124	310,700	400,600		
125	310,900	401,300		
126		402,000		
127		402,700		
128		403,400		
129		404,200		
130		404,900		
131		405,600		
132		406,300		
133		406,800		
134		407,400		
135		408,000		
136		408,600		
137		409,000		
138		409,600		
139		410,200		
140		410,800		

	141		411,200			
	142		411,800			
	143		412,400			
	144		413,000			
	145		413,400			
	146		414,000			
	147		414,600			
	148		415,200			
	149		415,600			
再任用職員		226,100	275,500	303,200	330,100	413,000

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。  
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	152,300	196,200	256,100	330,900	423,400
	2	153,800	197,900	258,800	333,200	425,300
	3	155,300	199,600	261,400	335,500	427,200
	4	156,800	201,300	264,100	337,800	429,100
	5	158,400	203,100	266,600	340,100	431,000
	6	160,300	204,800	269,200	342,400	432,900
	7	162,100	206,500	271,700	344,700	434,800
	8	163,800	208,200	274,200	347,000	436,700
	9	165,600	210,000	276,700	349,200	438,500
	10	167,700	211,900	279,300	351,400	440,300
	11	169,700	213,800	281,900	353,600	442,200
	12	171,700	215,700	284,400	355,800	444,100
	13	173,700	217,400	286,900	358,000	445,900
	14	175,800	219,300	289,400	360,000	447,800
	15	178,000	221,200	292,100	362,100	449,700
	16	180,200	223,100	294,800	364,200	451,600
	17	182,500	224,900	297,500	366,200	453,400
	18	185,100	227,600	300,200	368,200	455,300
	19	187,600	230,200	302,900	370,200	457,200
	20	190,100	232,800	305,600	372,200	459,100
	21	192,600	235,400	308,300	374,300	460,900
	22	194,300	238,300	311,000	376,300	462,800
	23	196,000	241,200	313,700	378,300	464,700
	24	197,700	244,100	316,400	380,300	466,500
	25	199,200	246,800	319,100	381,900	468,300
	26	200,900	249,500	321,500	383,800	470,000
	27	202,600	252,200	323,900	385,700	471,700
	28	204,300	254,800	326,300	387,600	473,400
	29	205,800	257,400	328,700	389,500	475,200
	30	207,500	260,000	330,800	391,500	476,900
	31	209,200	262,500	333,000	393,500	478,500
	32	210,900	265,000	335,200	395,500	480,200
	33	212,500	267,200	337,400	397,400	481,900
	34	214,200	269,700	339,600	399,100	482,900
	35	215,900	272,100	341,800	400,800	483,900
	36	217,600	274,500	344,000	402,600	484,900
	37	219,200	276,900	346,200	404,200	486,000
	38	221,000	279,400	348,400	405,800	
	39	222,700	281,900	350,600	407,400	
	40	224,500	284,400	352,800	409,000	
	41	226,400	286,700	355,000	410,700	
	42	228,000	289,200	357,100	412,300	
	43	229,800	291,700	359,200	413,900	
44	231,500	294,100	361,300	415,500		

45	233,400	296,300	363,400	417,200
46	235,000	299,000	365,500	418,800
47	236,600	301,700	367,500	420,400
48	238,300	304,400	369,600	422,000
49	239,800	306,900	371,500	423,700
50	241,400	309,400	373,400	425,300
51	243,000	311,900	375,400	426,900
52	244,600	314,400	377,400	428,500
53	245,900	316,800	379,400	430,200
54	247,500	319,000	381,200	431,800
55	249,000	321,200	383,000	433,400
56	250,500	323,400	384,800	435,000
57	251,900	325,700	386,500	436,700
58	253,400	327,900	388,200	438,300
59	254,900	330,100	389,900	439,800
60	256,400	332,200	391,600	441,400
61	257,900	334,400	393,300	443,100
62	259,400	336,600	394,800	444,700
63	260,800	338,800	396,300	446,300
64	262,100	341,000	397,700	447,900
65	263,500	343,200	399,200	449,600
66	265,200	345,400	400,700	451,200
67	266,800	347,600	402,200	452,800
68	268,500	349,800	403,700	454,400
69	270,000	351,800	405,200	456,000
70	271,500	353,900	406,600	457,600
71	273,000	356,000	408,000	459,200
72	274,500	358,100	409,400	460,800
73	275,800	359,900	410,800	462,300
74	277,200	361,800	412,200	463,300
75	278,600	363,800	413,600	464,300
76	280,000	365,700	415,000	465,300
77	281,400	367,700	416,400	466,100
78	282,600	369,400	417,800	
79	283,800	371,100	419,100	
80	285,000	372,800	420,500	
81	286,300	374,500	421,900	
82	287,500	376,000	423,200	
83	288,700	377,500	424,500	
84	289,900	379,000	425,800	
85	291,200	380,500	427,100	
86	292,400	382,000	428,300	
87	293,600	383,500	429,500	
88	294,800	385,000	430,700	
89	296,000	386,400	431,900	
90	297,200	387,800	433,000	
91	298,400	389,200	434,100	
92	299,600	390,600	435,200	

93	300,400	392,100	436,300
94	301,600	393,400	437,400
95	302,800	394,700	438,500
96	304,000	396,000	439,600
97	305,000	397,400	440,700
98	306,100	398,400	441,500
99	307,200	399,500	442,300
100	308,300	400,600	443,100
101	309,200	401,700	443,900
102	310,300	402,800	444,500
103	311,400	403,900	445,100
104	312,500	405,000	445,700
105	313,400	405,900	446,200
106	314,300	406,900	446,800
107	315,200	407,900	447,400
108	316,100	408,900	448,000
109	317,100	409,800	448,600
110	317,700	410,700	
111	318,300	411,600	
112	318,900	412,500	
113	319,600	413,200	
114	320,100	414,000	
115	320,600	414,800	
116	321,100	415,600	
117	321,700	416,400	
118	322,200	417,200	
119	322,700	417,900	
120	323,200	418,700	
121	323,800	419,500	
122	324,300	420,000	
123	324,800	420,500	
124	325,300	421,000	
125	325,900	421,400	
126	326,300	421,900	
127	326,700	422,400	
128	327,100	422,900	
129	327,400	423,300	
130	327,800	423,800	
131	328,200	424,300	
132	328,600	424,800	
133	328,800	425,200	
134	329,100	425,700	
135	329,400	426,200	
136	329,700	426,700	
137	330,100	427,100	
138	330,300		
139	330,600		
140	330,900		

	141	331,200				
	142	331,500				
	143	331,800				
	144	332,100				
	145	332,400				
	146	332,700				
	147	333,000				
	148	333,300				
	149	333,500				
	150	333,800				
	151	334,100				
	152	334,400				
	153	334,600				
再任用職員		235,000	278,900	308,300	337,000	423,400

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

警察官給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	161,800	177,200	203,700	242,200	291,900	319,900	349,400	385,600	428,300
	2	163,500	179,000	205,700	244,000	294,200	322,200	351,700	387,800	430,200
	3	165,200	180,800	207,700	245,800	296,500	324,500	354,000	390,000	432,100
	4	166,900	182,600	209,700	247,600	298,800	326,800	356,300	392,200	434,000
	5	168,400	184,500	211,700	249,500	300,900	329,200	358,400	394,100	435,800
	6	170,300	186,700	213,700	251,400	303,200	331,400	360,600	396,100	437,700
	7	172,100	189,000	215,700	253,300	305,500	333,700	362,800	398,100	439,500
	8	173,900	191,300	217,700	255,200	307,800	336,000	365,000	400,000	441,400
	9	175,600	193,500	219,800	256,900	309,900	338,100	367,100	401,900	443,100
	10	177,300	196,100	221,600	258,800	312,200	340,400	369,300	403,900	444,900
	11	179,000	198,600	223,400	260,600	314,500	342,700	371,500	406,000	446,700
	12	180,700	201,100	225,200	262,400	316,800	345,000	373,700	408,100	448,500
	13	182,600	203,500	227,100	264,000	318,900	347,100	375,900	410,000	450,100
	14	184,600	205,300	228,900	265,500	321,200	349,300	378,100	412,100	451,900
	15	186,700	207,100	230,700	266,900	323,500	351,500	380,300	414,200	453,700
	16	188,800	208,900	232,500	268,300	325,800	353,700	382,500	416,300	455,500
	17	191,000	210,800	234,000	269,500	327,900	356,000	384,400	418,400	457,100
	18	193,400	212,700	235,800	271,300	330,200	358,100	386,400	420,300	458,900
	19	195,800	214,600	237,500	273,000	332,400	360,200	388,500	422,200	460,700
	20	198,200	216,500	239,300	274,700	334,700	362,300	390,500	424,100	462,500
	21	200,700	218,200	241,100	276,200	336,800	364,500	392,400	425,900	464,100
	22	202,500	220,000	242,500	278,000	338,900	366,500	394,500	427,600	465,900
	23	204,300	221,800	244,000	279,700	341,000	368,600	396,600	429,300	467,600
	24	206,100	223,600	245,400	281,400	343,100	370,700	398,700	431,000	469,400
	25	208,000	225,300	246,900	282,900	345,300	372,700	400,500	432,600	471,000
	26	209,800	226,900	248,300	285,100	347,400	374,800	402,600	434,200	472,500
	27	211,600	228,500	249,800	287,300	349,500	376,900	404,700	435,800	474,000
	28	213,400	230,100	251,400	289,500	351,600	379,000	406,800	437,400	475,500
	29	215,300	231,500	252,700	291,800	353,800	381,100	408,700	438,700	476,900
	30	217,100	233,300	253,900	293,800	355,900	383,200	410,600	440,400	477,700
	31	218,900	235,000	255,300	295,800	358,000	385,300	412,500	442,100	478,400
	32	220,700	236,800	256,700	297,800	360,100	387,400	414,400	443,800	479,200
	33	222,400	238,400	257,800	299,700	361,900	389,300	416,400	445,300	479,800
	34	224,000	239,900	259,200	301,600	364,000	391,400	418,000	447,000	480,600
	35	225,600	241,500	260,500	303,500	366,000	393,500	419,700	448,700	481,400
	36	227,200	243,000	261,900	305,400	368,100	395,500	421,400	450,400	482,200
	37	228,600	244,500	263,100	307,400	370,100	397,400	423,000	451,900	482,800
	38	230,400	245,800	264,400	309,300	372,200	399,000	424,500	452,700	483,600
	39	232,100	247,200	265,800	311,200	374,300	400,600	426,000	453,500	484,400
	40	233,900	248,700	267,100	313,100	376,400	402,200	427,500	454,300	485,200
	41	235,500	250,100	268,400	315,000	378,400	403,700	429,100	454,900	485,800
	42	236,900	251,300	270,000	316,900	380,500	404,900	430,400	455,600	486,600
	43	238,400	252,700	271,500	318,800	382,600	406,100	431,700	456,300	487,400
44	239,800	254,100	272,900	320,700	384,700	407,300	433,000	457,000	488,200	

45	241,300	255,200	274,300	322,600	386,600	408,600	434,300	457,800	488,800
46	242,400	256,600	276,000	324,500	388,400	409,800	435,100	458,500	
47	243,600	257,900	277,700	326,400	390,200	411,000	435,900	459,200	
48	244,900	259,300	279,400	328,300	392,000	412,200	436,700	459,900	
49	245,900	260,500	281,200	330,100	393,800	413,500	437,400	460,600	
50	247,100	261,800	282,900	331,700	395,000	414,300	438,200	461,300	
51	248,500	263,200	284,600	333,400	396,200	415,100	439,000	462,000	
52	249,900	264,600	286,300	335,100	397,300	415,900	439,800	462,700	
53	251,000	265,800	288,000	336,800	398,600	416,600	440,400	463,400	
54	252,400	267,300	289,800	338,600	399,800	417,300	441,100	464,100	
55	253,700	268,800	291,600	340,400	401,000	418,000	441,800	464,800	
56	255,100	270,200	293,400	342,200	402,200	418,600	442,500	465,500	
57	256,300	271,500	295,000	343,600	403,500	419,400	443,200	466,200	
58	257,400	273,200	296,800	345,300	404,300	419,900	443,900	466,800	
59	258,600	274,900	298,600	347,000	405,100	420,500	444,600	467,500	
60	259,800	276,600	300,400	348,700	405,900	421,100	445,300	468,200	
61	261,000	278,200	302,000	350,400	406,600	421,700	446,000	468,900	
62	262,300	279,800	303,800	352,100	407,300	422,300	446,600		
63	263,500	281,400	305,600	353,800	408,000	422,900	447,200		
64	264,700	283,000	307,400	355,500	408,700	423,500	447,800		
65	266,000	284,600	309,000	357,200	409,200	424,100	448,500		
66	267,300	286,100	310,700	358,800	409,900	424,700	449,100		
67	268,700	287,600	312,400	360,400	410,600	425,300	449,700		
68	270,100	289,100	314,100	362,000	411,300	425,900	450,300		
69	271,300	290,700	315,700	363,500	411,800	426,500	451,000		
70	272,700	292,300	317,200	365,000	412,400	427,100	451,600		
71	274,100	293,900	318,700	366,400	413,000	427,700	452,200		
72	275,500	295,500	320,200	367,900	413,600	428,300	452,800		
73	277,000	296,900	321,300	369,400	414,200	428,900	453,500		
74	278,400	298,400	323,000	370,900	414,800	429,500	454,100		
75	279,800	299,900	324,700	372,400	415,400	430,100	454,700		
76	281,200	301,400	326,400	373,800	416,000	430,700	455,300		
77	282,400	302,700	328,200	375,200	416,600	431,200	456,000		
78	283,600	304,200	329,900	376,400	417,200	431,800			
79	284,800	305,700	331,500	377,600	417,800	432,400			
80	286,000	307,200	333,200	378,800	418,300	433,000			
81	287,300	308,700	334,900	380,100	418,900	433,600			
82	288,600	310,100	336,600	381,300	419,500	434,200			
83	289,900	311,500	338,300	382,500	420,100	434,800			
84	291,200	312,900	340,000	383,700	420,700	435,400			
85	292,600	314,100	341,700	385,000	421,200	436,000			
86	293,800	315,600	343,300	385,600	421,800				
87	295,000	317,100	344,900	386,200	422,400				
88	296,200	318,600	346,500	386,800	423,000				
89	297,400	320,100	348,000	387,500	423,600				
90	298,600	321,600	349,500	388,100	424,200				
91	299,800	323,100	351,000	388,700	424,800				
92	301,000	324,600	352,500	389,300	425,400				

93	301,800	325,900	354,000	389,800	426,000			
94	303,100	327,300	355,500	390,400				
95	304,400	328,700	357,000	391,000				
96	305,700	330,100	358,500	391,600				
97	306,800	331,500	359,900	392,100				
98	308,000	332,900	361,100	392,700				
99	309,200	334,300	362,200	393,300				
100	310,400	335,700	363,400	393,900				
101	311,600	337,200	364,700	394,400				
102	312,700	338,500	365,800	395,000				
103	313,800	339,800	367,000	395,600				
104	314,900	341,100	368,200	396,200				
105	315,900	342,300	369,500	396,700				
106	316,600	343,400	370,100	397,200				
107	317,300	344,500	370,700	397,700				
108	318,000	345,600	371,300	398,200				
109	318,700	346,800	372,000	398,500				
110	319,400	347,800	372,600	399,000				
111	320,100	348,800	373,200	399,500				
112	320,800	349,800	373,800	400,000				
113	321,600	350,900	374,300	400,400				
114	322,400	351,900	374,900	400,900				
115	323,200	352,900	375,500	401,400				
116	324,000	353,900	376,100	401,900				
117	324,600	355,000	376,600	402,300				
118	325,400	355,600	377,200	402,800				
119	326,200	356,200	377,800	403,300				
120	327,000	356,800	378,400	403,800				
121	327,700	357,300	378,800	404,200				
122	328,200	357,800	379,400	404,700				
123	328,700	358,300	380,000	405,200				
124	329,200	358,800	380,600	405,700				
125	329,500	359,300	381,100	406,100				
126		359,800	381,600					
127		360,300	382,100					
128		360,800	382,600					
129		361,300	382,900					
130		361,800	383,400					
131		362,200	383,900					
132		362,700	384,400					
133		363,200	384,700					
134		363,700	385,200					
135		364,200	385,600					
136		364,700	386,100					
137		365,000	386,400					
138		365,400	386,900					
139		365,900	387,400					
140		366,400	387,900					

	141		366,700	388,200						
	142		367,200							
	143		367,700							
	144		368,200							
	145		368,500							
再任用職員		240,300	252,200	256,500	292,700	310,100	324,800	349,000	384,900	417,700

第2号任期付研究員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	396,000